

第一回國會 農林委員會 議錄第十八号

昭和二十二年八月三十日(土曜日)
午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 野澤 勝君
委員 岩本 信行君 田中 健吉君
委員 北 二郎君 大島 義晴君
委員 喜市君 平工 喜市君
委員 小野 忠兵衛君 佐々木 秀世君
委員 安正君 小川 政信君
委員 秀次君 益谷 秀次君
委員 淳二君 梁井 淳二君
委員 武秀君 山口 武秀君

出席政府委員

大藏政府委員 小坂 善太郎君
農林政府委員 井上 良次君
農林事務官 山添 利作君
農林事務官 平田 左武郎君

八月二十九日

農業用水電力使用者に補助金交付の請願(山口好一君紹介)(第二五一號)
農業技術指導農場施設費増額の請願(今井耕君紹介)(第二五六號)
間接肥料大陽園販賣認可の請願(野澤勝君紹介)(第二八一號)
浪速浦干拓事業地開闢係地主に損害補償の請願外二件(小野瀬忠兵衛君紹介)(第二九八號)

農作物の榮養週期栽培法の普及實施に關する請願外二件(野澤勝君紹介)(第三〇五號)

八郎湯干拓調査並びに工事促進に關する請願(石田博英君紹介)(第三一三號)
の審査を本委員會に付託された。
本日の會議に付した事件
農業協同組合法案(内閣提出)(第二九號)
農業協同組合法の制定に伴う農協團體の整理等に關する法律案(内閣提出)(第三〇號)

野澤委員長 會議を開きます。

質疑を始めます前にこの際お諮りしたいことがあります。それは先般委員長においてその取扱ひを一任されておりました北海道地区及び和歌山の水害被害状況調査のため國政調査承認要求書と委員派遣申請書を議長に提出する必要があると、この際お諮りしたいと思ひます。別に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○野澤委員長 それではそのように取計らいます。なお委員の氏名については前同様委員長に一任された。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

野澤委員長 ではさういいたします。

委員の数を六名にいたします。うち北海道水害地区視察には、社會黨の永井委員、民主黨の佐々木委員、自由黨の小川原委員、國協黨より一名、小會派北委員、和歌山地方は委員長の私がまいることにいたしますと思ひます。

す。以上御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○野澤委員長 ではさう決定いたしました。
昨日に引續いて質疑を續行いたします。大臣はまだ見えられぬようでございますが、政府當局に對して御質疑のある方の發言をこの際許すことにいたします。

○重富委員 お尋ねいたします。第十三條で出資組合の組合員の責任は有限のごとく定めてあるようであります。が、無限という責任を特に除かれた理由をお伺いしたいのでございませう。こゝろ特殊團體としては、有限ということよりか、むしろ無限ということが本質ではないかと考えられますが、有限としておられることはいかなる理由に基くものかお尋ねしたいのであります。

○山添政府委員 御承知のように、わが國の協同組合の歴史から申しますれば、産業組合等におきまして無限、保証、有限の三つの制度を認め、その後昭和の農業恐慌等の時期にあたりましては、有限をやめて保証にする、こゝろいうような制度をつたつたこともございませう。協同組合の本質からいいますれば人の結合である、従つてまたそこに相互の信用團體的な責任制度によつて組合の信用力を高める、こゝろいうことももとより考え得るところであります。が、今までの組合の發達の歴史等から考へてみまして、やはりそのときの人々の心持に合うことが必要なのであります。

○重富委員 そういふ理由でありましたならば、やはりここに無限といふこともなし得るようにしてよいのではなからうか、かゝるに考へることが一つ。次にお尋ねしたいのは、第二十四條と矛盾してきやしないかといふことであります。第二十四條では「その負擔に歸すべき損失額の拂込を請求する」となつておりますが、要するに組合員が脱退する場合に、財産といふのは大體に出資金、積立金等を含んでの財産でありまして、その出資金の中には當然すべてのものがあつたのであります。から、それを超えてなお負擔を負つたければならないといふふうな點の意味を、どういふふうに考へておられるか、お尋ねしたいのであります。

○山添政府委員 もとより第二十四條におきまして、これは有限責任の範圍であります。すなわちまだ拂込が済んでいないところの出資金の範圍であります。

○重富委員 ただいまの御答辭ではちやんといたさないのではありません。財産といふからには未拂込出資は債權として含んでおります。それを超えてなおさら負擔を云々するといふわけではありますから、今の御答辭では不十分だと思ひます。

○山添政府委員 これは要するに、ボランスのつくり方でありまして、第二十四條の脱退する組合員から未出資金をとるかどうかといふ場合における資產の部には、未拂込みの出資金を計上しない、こゝろいふつくり方をすればいいわけでありませう。これはさういふ趣旨で書いてあるわけでありませう。

○重富委員 今のお話であります、從來の例から申しまして未拂込出資といふものは、當然に債權として貸借對照表に計上されております。それを計上をしないでやるというのには、經理については聞いたことがありません。

○山添政府委員 これはなるほど、ボランスをつくり出すときに、二十條のつくり方はございませうが、二十四條に掲げている場合においては、さうな未拂込みになつてゐる金額を資產の部に計上しないといふことによつて計算をいたすのでありますから、さういふつくり方もないことではないと思ひます。

○重富委員 その場合でありましたならば、持分としては當然そこにはさういふものはないことになつております。さういふ關係から言つても妙な關係が起つてきます。特にこゝろいふことを規定する必要があると思ひます。しかしこれは見解の相違ではあるし、また議論にわたりますので、一應この點だけは打切つておきます。

なお十四條にありますが持分といふものの性格を御説明願ひたいのであります。

第一類第九号 農林委員會會議錄第十八号 昭和二十二年八月三十日

す。また持分に共有を認めないという意味はなほ認めないのか。また分割譲渡を許すのかどうか。それから非出資組合にも持分関係は起りしないのか。出資はしないけれども、そこに財産が構成されるのか。そういうときにどういうふうに處理されるかということをお尋ねしてみたいのであります。

○山添政府委員 ここに十四條の規定といたしましては、従来の立法例と別段變つたこともないのであります。持分の意味と申しますれば、もとよりバランスがプラス・マイナス・ゼロとい言ますのは、先ほど私の申したような意味におけるプラス・マイナス・ゼロであれば、持分は出資であり拂込んだ額である。プラスであればそれよりも多いし、ゼロであればそれよりも少い、こういうことであります。ここに持分と申しますのは、組合財産の状況によりまして出資額が増減をされていく、その意味における持分であり、す。しかし持分について譲り渡しをする場合に分割譲渡ができるか、これはもとよりできぬと思ひます。それから共有することができないと言ひますのは、第十三條第二項の規定と照應するわけでありまして、組合員になる者は一個の議決権をもつと同時に、また一個以上の出資をもたなければならぬ、こういう趣旨に出ております。なお出資金以外についての持分関係いかんという御質問でございますが、これはもとより經濟的な意味において、そういう關係を生じ得るわけであり、しかしながら從來の立法例等によりまして、何らその點に規定をいたしたものとございせん。と申しますのは、それほど持分として特に規定を掲げ、また明確なる規定をするほどの場合が、實はないというのが實例でもあるのであります。非出資組合におきましては、そういうことについて何ら規定を設けていないのであります。

○重富委員 次に御尋ねいたしたいのは第十六條についてであります。第十六條の中で代理人の資格は制定してないのであります。これは組合員以外の者に代議を許すという意味かどうかというところが一つ。それから書面をもつて議決をするということがうたわれておりますが、代理人においてでさへ非常な制限を設けてある。二人以上を代理することはできないというにもかかわらず、書面といつたようなもの、決議をするということが認められていゝのはどういふわけか。元來書面決議こそ弊害が非常に多いと思ひます。すなわち野心家がおるならば、書面決議をうまく利用して、かき集めるというところが非常に多いと思ひます。代理人でさへ制限を設けておるのかかわらず、書面決議を認めたのはどういふわけでありませうか。それから先ほど申しましたように、代理人の制限を設けていないで、一體どういふ人が代理人になつていいか。このことをお尋ねいたしたいと思ひます。

○山添政府委員 まず代理人がだれがなつてもいいか、これは模範定款をもつて定めるわけでありませう。模範定款と行政廳で定めます規定でございませうけれども、その中で示さんとするとこの腹案は、組合員もしくは組合員の出席できない場合は組合員の家族、こゝういふ範圍に考へてゐるわけでありませう。全然關係のない人の範圍まで擴げることとはこれは適當ではないといふふうに考へます。それから書面決議の點でございませうが、なるほど複雑な案件につきまして意見が甲案あり、乙案あり、丙案あり、こういうことにつきましての書面決議は不適當であります。が、イエス、ノーがはつきりできる。可とするか、否とするかという程度のことは、これは書面決議だけでやりますことも、實際の便宜にかなう次第であります。従つてこの事柄も白紙委任状をとつて決議をするというよりな形ではなく、あらかじめ通知のあつた事項についてイエス、ノーをはつきりして、書面決議をするという趣旨であります。

○重富委員 ただいまの御説明によりますと、大體さうした非常な弊害が起りそうな場合は、どういふようにして處理していかれるつもりか。いかなる方法でこれを防ぐとされるか、いわゆるただ模範定款に示すのだからいいのだとか、あるいはイエス、ノーのときだけを考へてゐるとか、言われましても、模範定款に従わなければならぬという理由もないと思ひます。それからただ決議のときだけ書面決議をせねばならぬという、何らの理由もないのでありますから、あなたのお氣持はさうであつても、それをいかにして取締られるか、それをいかにして指導されるか、その點をお伺ひしたいと思ひます。

○山添政府委員 これは全體の法案の建て方の根本趣旨が、農民の自主ということにおいておるわけでありませう。私どももまた農民諸君の自主精神、また農民の氣持を尊重しておるわけでありませう。重箱のすみを一つつくような規定づくりをするのは、適當でないと考えておるのであります。

○重富委員 ただいまの御答辭で、お尋ねの法律の最も缺陷とするところを、私は知つたのであります。農業者の自由だ、なるほどそれはたいへん結構であります。そこに指導をやるまいというのであります。また指導精神といつたようなことで、うまく逃げようとする。言えかえますると、放縱に流れしめるという點が、非常に多いのであります。いわゆる農民の意思を尊重しようといふ點において、この指導を尊重しようといふ點が、これが指導されるのであります。しかしこれまた議論にわたりますので、一應今の質問は打切つていきたいのであります。

次に第十三條の出資の拂込みに對して、組合に對してもつ債權との相殺を禁じた意味はわかるのであります。が、第十七條で經費の支拂いと相殺を禁ずるという意味がわからないのであります。經費の支拂いの場合には相殺を禁じなくてもいいのではないかと。出資の場合にはなるほど理窟がありますが、經費においてはさういふことをすると、いゝのは、一體どういふのか、お尋ねしたいと思ひます。

○山添政府委員 出資の場合につきまして、相殺をもつて組合に對抗することのできないといふことは、重富委員よく御承知のように、要するにますもつて組合が活動するのに要するところの資金を充實するといふ趣意から出ておるのであります。その意味から申しますれば、經費と申しまして、出資と經費という言葉は違ひますけれども、組合の活動資金を集めるということに相違はないわけでありませう。

○重富委員 議論にわたりますので、多くを申しませんが、片一方は經費の支拂であるし、片一方は經費の納付であります。しかしながら両方とも相殺

をする。というときは、辨済期の到達し
ておるときでありますから、そこにそ
んな煩雜なことをする必要があるか。
そんな煩雜なことをしたからといつ
て、そこに運轉資金が殖えるわけでも
減るわけでもないであります。しか
しながらこれは議論にわたりますか
ら、これで打ち切ります。

次に第十九條であります。第十九條
については先日他の委員から御質問
がありました。その時の政府委員の
御答辭については、なわわらないの
であります。すなわち第十九條の第一
項と第二項の關係が、どうもうなすけ
ないのであります。もう一度明瞭に
御説明願いたいと思ひます。と申しま
すのは、第一項の方から申しますと、
これは組合員の權利を考へてもいい
らしいのであります。その組合員が
をうした權利を放棄したということに
關して、いわゆる締結をしないとい
うことに關して、第二項が云々して
おるやうであります。どうもこの點が
解釋に苦しむのでありますので、明瞭に
一項と二項の關係を御説明願いたい
のであります。

○山添政府委員 第十九條の第一項並
びに第二項を通じて、實を申せば協同
組合といたしましては、個々の組合員
と專屬取引の契約は、本來規定がなく
てもできるわけでありまして、また協同
組合としては、たとえば物の販賣とい
うような場合に、なるべくならば自分
のところへ一手にまとめて處理する
というやうな要求をもつことがあるわ
けであります。これは現在の状況とし
ては、とにかく物の價格が下落する
というやうな場合には、農民の價格操作
に對する自衛手段としてそういう要求

が正當と認められると思ひのでありま
す。しかしながらそういう事項につ
いての第十九條の規定をいたしまして
は、實際の效果としては、統制として
そういうことをやらないという趣意が
書いてあるわけでありまして、一項と二
項との矛盾というよりは、第十九條を
のものの規定をいたしましては、これ
は今までの農業團體がいろいろ統制團
體であつたという事柄に對するおのず
から性格の違つたところ、従つてまた
その事業のやり繰りの異なる點を明ら
かにしてゐるのであります。

○重富委員 どうも今の御説明では私
どもはわからないのであります。第
一項の考へ方から私も考へてみま
すと、たとえば組合がもつてゐる田地
なら田地といふものを、組合員の一部を
專門的に利用させるというやうな具體
的な例が自分としては浮かんできて
のであります。この一項と二項の關係
につきまして、具體的な例を御説明願
ひたいと思ひます。どうも抽象的に
聽きましては了解に苦しむ
のであります。具體的にひとつ御説明
をお願いしたいのであります。

○山添政府委員 たとえば組合員が林
檜をつくつてゐる。林檎を販賣する組
合があるとしまして、これはもつぱら
組合を通じての、林檎を賣りなさい。
こういうやうなことを考へ得るわけ
であります。あるいはまた組合が製粉機
をもつてゐる。麥の製粉をするならば
必ず自分の組合の施設を利用しなさい。
あるいは組合が農機具の修理場をも
つてゐる。必ず組合の修理場へもつ
て行きなさい。こういうやうなことが
考へれば考へ得るわけでありまして、實
際問題といたしましては、施設の場合

はさうにそれだけの施設を使うとい
うやうな要求も起らないのでありま
す。物の販賣といふやうなことに
きましては、價格操作の點、價格を安
定せしむるか、あるいは一定の組合
に有利な條件をもつて相手と取引する
とかいふやうな要求からいたします
れば、第十九條一項にあるやうな要求が
あるわけでありまして、しかしながらそ
の事柄を強制的にやつてはいけな
いといふことが第二項によつて制限をされ
ております。こういう意味でありま
す。お話になりましたやうなことを考
へてゐるわけではないのであります。

○重富委員 第十九條の點につきま
しては一應わかりましたが、そういう意
味から考へますと、われわれが考へて
ゐる施設とか、あるいは第二項の問題
だが、大體第十九條は要らないくらいに
思つております。それは一應それとし
ておきたいと思ひます。

次に第二十二條の問題であります。
先日局長の御答辭があつたのであり
ますが、それに對しましては私はな
お不滿の意を表しておいたのでありま
す。要するにあの條に、長期にわた
つて組合を利用しないといふことを、法
律の上にまでそれが除名の理由になる
がごとく書いてあるのは、あまりにも
協同組合の精神を無視したものでな
いか、これはむしろ教育によつて氣
風よくその精神を注込んで利用さすべ
き問題ではないかといふことに對して、前
の條項の中に教育をするといふこと
があるからいいのではないかと、い
うな御答辭でありましたが、これは結
局關連のない答辭をされてゐるやうに
私は思ふのであります。教育といふこ
とがあるから教育をして利用しない

とき除名するといふやうな短氣は、こ
うした運動には絶対に禁物でなければ
ならない。長期にわたつて利用しない
といふことが、この組合の事業に非常
な障害を來たすといふことなら別だ
が、これは消極的な行爲であるから、
權利の上に眼をといつたやうな程度
のものであると考へますので、法規の
上まで除名理由として書く必要はない
といふやうに考へられます。むしろそ
れは組合の事業を妨害した場合、ある
いは妨害しようとした場合といふや
うなときこそ、この法規の上に書かれて
しかるべきだが、こうしたものを特に
書いて、そして教育といふ問題につ
いて先ほどのやうなことでお話があつ
たといふことは、私としてもはなはだ
遺憾に思ひます。もう一度この點につ
きましてはつきりお話し願ひたい。

○山添政府委員 組合と組合員との關
係は、やかましく申しますればそれ
の權利と義務をもつわけでありま
す。従つて協同組合の本質からいたしま
すれば、なるほど個々の組合員の立場か
ら見れば、都合のいい時に利用する、む
ろんこれで結構であります。同時に
さらに廣い立場から見ますと、お互組
合の施設を利用する、すなわち事業を
共同にするといふことによつて協同組
合といふものは成立するわけでありま
す。その意味から申しますれば、組合
員たる者はもとより自由ではあります
けれども、成るべく組合の施設を利用
するといふのはきつめて廣い意味にお
ける、道徳的な意味における責任をも
つておるんじやないかと思ひます。
と、ところがそういう點につきまし
ては、組合の施設が悪いのなら別で
ありますけれども、放つておいて、し

こうして一方の權利、すなわち總會に
出て無暗にやかましく言うとかなん
とか、そういうことがありました場合に
は、これはお互の組合員たる仲間にお
きまして、おもしろくないじやないか
といふ場合も想像し得るわけでありま
す。一向組合に平素關係がない。但し
總會の場合とかなんとかいふことにな
れば、もつぱらいろいろ發言する。よ
い發言ならいいけれども、いろいろ誤
言してみたり、おそろく、今おあげ
になりました組合の行爲を妨害する
といふのは第三號にあたりますけれど
も、それに似たやうな結果を招くとい
うやうな場合に、總會の議決によつて
これを除名することも想像し得るわけ
であります。しからば第二項の第一
號にかゝることが掲げてあるから、
一々こういうことが總會の議決の問題
にされるといふふうには想像いたしま
せんけれども、私が先ほど申しますよ
うに、協同組合の成立の基礎には、廣
い意味におきまして共同事業に參畫し
ようといふことが前提になつておる。
こういうことを申上げておきたい。

○重富委員 御説明によると、やはり
結局は組合の事業の妨害あるいは妨害
になるやうな場合といふことになる
と思ひますが、さうであつたらむしろ
ういふふうにはつきりとやるべきであ
る。こうした形でやりまされた場合に
は、未教育のために長く利用してい
かつたといふものまでも除名するとい
ふやうな弊害が起ると思ひます。し
かしこれはまた議論にわたりますので
一應打ち切ります。

第二十六條についてお尋ねいたした
い。脱退した組合員が出資組合に對
する債務を完済するまでは、出資組合

は、その持分の拂戻を停止すること
ができる。」「いわゆる個々の場合の持分
の拂戻を停止することができるとい
うのは、不都合ではないかと考えら
れるのであります。と申しますのは、脱退
した組合員の場合は未拂分持分として
別計算に移されるのであります。そう
した假勘定でもつていつまでもこれを
放つたらかせておくといふことはい
けないのであります。むしろこの際は相
殺の處置をとるべきではないかとい
ふに考えますが、これをこのように
しておかれるのはどういふ意味か、お
伺いしたいと思います。

○山添政府委員 組合の側から相殺を
することは差支えないのであります。

○重富委員 わかりました。それでは
次に二十七條についてお尋ねいたした
のであります。これでは定款で定め
るならば、組合員が脱退しないときで
もその出資口数を減少することができ
るということになっておりますが、な
るほど組合でありますので、出資金額
の總額は確定的なものでないといふこ
とはわかりますけれども、しかしなが
ら脱退しない者が出資口数を減してよ
うなといふことをなさずに定めて
のか。それに出資口数が減少いたしま
すれば要するは減資であります。一口
減資といいたしても減資であります。
しかも脱退したときの出資口数の
減少からくる減資は、これはやむを得
ないといいたしても、脱退しない者
が自由行動をとる。こういうことが認
められるといふことは、一體どうい
うところに根據をおいてやられたのか、
お伺いしたいのであります。

○山添政府委員 通例といいたしまして
脱退しないときにわざ／＼口数を減ら

す。これは非常に多額の出資をやるわ
けではありませんから、通常そういうこ
とはないと思つております。しかしな
がらこの協同組合は、非常にいろ／＼
なカテゴリーの組合員を含んで、幅が
廣いわけでありまして。そういうわけ
でありまして、おのずから第二十七條に
規定するようないふ必要の場合もあ
るうかと思ひまして、こういう規定が
設けてあるのであります。

○野嶋委員 大蔵大臣は見えません
が、政務次官が出席されておりますの
で、この際大島委員に發言を許しま
す。

○大島(義)委員 大臣に質問したいと
存じておりましたが、大臣が都合が悪
いといふことで、政務次官の御
答辭で結構であります。私の質問の中
の後段については、おそらく相當な食
糧が生ずるだらうと思ひますので、
この食糧は十應の御答辭を伺つた後
にあらためてお尋ね申し上げたいと思
ひます。まず農業會の解散、農業協同
組合の新設なる設立によりまして、財
産處分といふことが非常に問題となる
ことは申し上げるまでもないのであり
ます。そこで各縣農業會は、ちやうど
戰争中に滿鐵の株あるいは滿鐵の社
債、中支振興、北支開發といふような
社債を相當に割當てられてもつており
ます。國內の社債におきまして、中
金からほとんど強制的に割當てられ
て、相當の額をもつておりますが、こ
れらがほとんど赤字になります。そこ
で現在の見透しにおきましては、各農
業會は出資金を切れば、大體これで済
むのではないかといふような見解をも
つておるようでありまして、それ
れは一つの想像に過ぎませんので、こ

の機會に農業會の赤字がどう處分され
るか。なおまた系統農業會にはこの赤
字がどう影響してくるのか、それが預
金にまで影響してくるのか、あるいは
その他の方法で處理がつくのか、この
點をお伺い申し上げたいのでありま
す。

○小坂政府委員 お答え申し上げます
。今回農業會が解散いたしますにつ
きまして、その後の財産的處置といふ
ものは非常に重大な關連をもつと思ふ
のであります。私もまだだいたいのと
ころ、農業會が解散になりましたと
赤字が出る農業會といふのはどの程度
あるだらうかといふことの見透しに關
しまして、實はさう確かなものをもつ
ておりませんが、大體において赤字の
出るものは少ないやないかといふよ
うな見解をもつておるわけでありま
す。この農業會にいたしまして、今
後にできます農業協同組合にいたしま
しても、大蔵省の關係と申しますより
は、農林省において主として深くこれ
にタッチしてまいるものと存じますの
で、その實際赤字が出た問題につきま
しては、その都度御相談をしてみたい
のであります。ただいまのところそんな考
えでおるわけでありまして。

○大島(義)委員 ただいまの御答辭に
よりますと、農業會は大體赤字がな
い。あればその都度相談してやつてい
くといふような御答辭であります。私
もさういふことだと思つて、私は非
常に間違ひだと思つて、現に私が群馬縣
農業會におりまして、群馬縣農業會の
もつていふいわゆる滿鐵、中支振興、
北支開發といふものだけで三千萬圓を
突破いたしております。さらにまた國
内の社債の所有で損害に歸すべきもの

が大體二千萬圓、少くとも五千萬圓は一
群馬縣の農業會だけでも完全な債權の
補償がないわけでありまして、これ
を赤字と言わずして何が赤字になるか
といふことであります。その點はもう
少し御調査を願いたい。なおまた中金
の補償に對しては大蔵省はどう考えら
れるか。これを伺いたい。

○小坂政府委員 ただいまのお話は新
舊勘定に分離いたされますので、この
舊勘定には問題だと思つたのであり
ます。この關係に關しましては、金融
機關再建整備法との關連におきまし
て、國庫において補償がある。かよう
に御了承願ひたいのであります。

○大島(義)委員 そうすると再建整備
法によつて舊勘定に屬するものは、そ
の損害を全額國庫が補償する。こうい
ふ意味に解釋してよろしいですか。

○小坂政府委員 金融機關再建整備法
は舊勘定の預金、資本金、積立金を崩
して、その後の赤字は國家が補償す
る、さうに御解釋くださつて差支え
ございません。

○大島(義)委員 それで私もたいへん
安心いたしました。これならば預金に
も一つも影響がないといふことになり
ますので、これはたいへん結構な答辭
をいただいたのであります。さうい
た。そこでこの機會に大蔵政務次官に
もう一つお伺ひしたいのですが、實は先
般の本會議において、米の値上り差益
金並びに滿鐵の値上り差益金が相當額に
達してはいるはずであるが、これが國庫
にどれほど取入れられておるか、この
點をお答え願ひたいと申し上げました
ところが、大蔵大臣は國庫はこの金を
一錢も受入れてないといふことをこの
委員會の席上で答辭せられておるので

あります。ところが本日頂戴いたしま
した資料によつて見ますと、米穀にお
いて大體二億四千四百七十七萬九千
圓、生絲において二億四千六百八十四
萬六千圓、その合計が四億九千、大體
五億に近い金を現に國庫は受入れてお
るのであります。これでも受入れて
ないといふことを言われるかどうか。
この點をこの際明確にしたいのであ
ります。

○小坂政府委員 ただいまの御質問で
ございますが、それとやや性質の似て
おりますものに鑛工業の値上りによる
差益金の問題がありますが、これは今
まで統制會社等が大いに活躍してお
つた時代のことでありまして、今年の四
月に差益金の三分の一を會社にそのま
ま所有せしめる、さらに三分の一を統
制會社にわたせる、これは價格差の平
衡資金に用いるといふことになつた
のであります。さらに殘額の三分の一を國庫が
收納する、かういふことになつたの
であります。これは原料等の低廉なる
時代に生産された商品が、その後公定
價格の改訂によつて特に利益を生じた
わけでありまして、この差益金は當然
國庫が全部を收納したものであり、こ
ういふ觀點からいたしたのでありま
す。さらに各メーカによつてそれぞれ
れ原價計算等において、その立地的な
條件、あるいは時間的な條件のために
相當原價の相違があるの、これを價
格平衡資金をもちましてプールいたし
て、消費者のために適當なる値段を出
すために用いよう、かういふ意圖に出
たのであります。さらにその三分の一
はメーカが收納する、これは物價
がだんだん／＼上つてまいります際であり
ますから、全額を國庫あるいは統制會

社においてとることは不當であらう、
こゝういふ見解に基くのであります。實
は米あるいは他の差益の問題に關しま
しても、大體さういつたような見解が
とられてよろしいのではないかと
ように私は考えるものであります。た
だ米の場合にしても、蘭の場合にして
も、たゞいま私が述べました工業に關
する例と若干趣きを異にしてあります
點は、たゞいまの國家經濟において、
農業生産物と工業生産物との間にシ
ェ、供給價格差がある、農業生産
物が工業生産物に比してやや低位にあ
るという關係からいたしまして、工業
の場合の事例をそのまま適用するこ
ともいふがごとく思いますが、大體それ
に基準をおくというような觀點から律
せられてよいのではないかと思いま
す。たゞいまの御指摘の點はさうい
う點から國庫に收納された數字が上つ
てくるのだとかやうに心得るものであ
ります。

大體の方針について申し上げたわけで
あります。そこに數字が上つてくるこ
とは、書いてある數字の通りだと思
うのであります。なお大臣ともよく相
談してみることになります。

○野澤委員長 時間の關係もありま
すので、大島委員にあと一回だけの發言
をお許しいたします。

○大島(義)委員 委員長は體が悪いと
いう理由を言うておられますから、やむ
を得ませんが、一時間も遅れて開會し
て時間がないからというところは私は納
得ができないのであります。これは特
に再考していただきたいと思ひます。
そこで問題は、大藏大臣はこの金を受
けていないといふことをはつきりこの
席で言明しておりますし、大藏政務次
官はこの資料の通りに受け入れておる
といふことを申しておるのでありま
す。どつちがほんとうであるか。大藏
省の何かの調査をよくしていただい
て明確な答辭を次の機會にいただきたい
と思ひます。

それからこの際農林大臣にこれに關
連してお伺いしたいと思ひますが、農
産物供出後における値上り差益金とい
うものは、今のところではメーカで
あるとかその他の人々が自由勝手に取
扱われておつて、農家に還元されると
いふ金はきわめて少いのであります。
この値上り差益金のごときは、農家に
還元されるか、あるいはこの金額が増
産奨励のために使用されるか、いづれ
にいたしましても農家の福利厚生ある
いは増産の方面に使用されるべきこと
が、これも適當であると思ひます。こ
れに對する農林大臣の御見
解を伺いたいと思ひます。

○平野國務大臣 値上りによる差益金

○小坂政府委員 たゞいま私は國家の
解を伺いたいと思ひます。

については資料を差し上げてあります
ので、これをこらんにするおわかり
と思ひますが、ある部分については農
家に對して當然これを返しておるので
あります。これはお認め願ふと思ひ
ます。しかし値上り差益金をいたした當
時起る問題といたしましては、たとえ
ば運賃であるとか、あるいはさうい
うところの事務上の手續等による人件費
であるとか、あるいは数量そのものが
普通で考えますよりはちがはくになる
ようなことから、事務費等も相當要
りますので、さういふ面においてはや
り値上げをしたことによつて益はある
のであります。相當に消耗せられる
といふことも御了解願ひたいと思つ
るとともに、また値上りの一部分は價格の
平衡を保つために、いわゆる價格平衡
資金として、相當の分量を積立てる。
さういふことに相なつておまして、
全部を農村の方へ償還するというわけ
にはまいらぬのであります。大體の考
え方といたしましては、でき得るだけ
は農家に還元する。さういふ方針を
つてもきており、今後はさういふ點に
ついては、一層農家に還元するといふ
方針を農林大臣としてはとつていき
たい。かやうに思ひます。

○大島(義)委員 もう一點簡單です
から……たゞいまの農林大臣の御答辭で
大體私も同意するものであります
が、特に昭和二十年産米の、すなわち
昨年の三月の値段の改訂の行われた場
合においては、實はあの當時の供出
は、保有米が昨年ほど残されてお
りません、段當何儀という割當で供出さ
れませんでしたために、過小農は供出し
がらまた配給を受けるという段階に達
しておつたわけでありまして、そこで

の値上り差益金が、結局過小農自體の
負擔になつたことも非常に多かつた
といふ事實があるものでありますから、こ
れらの點を考慮されて、今後の値上り
差益金というものの處分に對しては、
さういふ各般の事情を調査されて、適
當に農家にできるだけの還元をし
ていただく。必ずしも現金で還元し
ていただくのみがわれわれは目的では
ありません。農村の福利厚生施設、あ
るいは増産施設方面に使用されるなら
ば、それで満足するのであります。さ
ういふ面にお進めを願ひたいのであ
ります。

○平野國務大臣 格差による差益金は、
單に總括的に農村へ還元するといふよ
うな氣分以外に、差上げた資料でこ
らん願ひよう、生産確保施設費、こ
ういふような意味において還元をいた
しておるのであります。これらの差
金を利用いたしまして、農村、農民全
般が相當に潤うような方途も考へて
きたい。かやうに考へておりますの
で、この點は大島委員の御指摘と私
の考へ方とはまつた同一であるとい
うことを御答辭申し上げたいと思
ひます。

○野澤委員長 大臣に對する發言者に
對して順次質問を許します、田中委
員。

○田中(健)委員 農林大臣に對して
よつとお伺い申し上げたいと思ひま
す。片山首班内閣が成立いたしました
から、數箇月になりましたが、この間
食糧の事情がきわめて逼迫しまして、
國民が相當不安の日を送りましたが、
最近における食糧の事情は、ある程度
好轉いたしましたので、ようやく愁眉
を開いたやうな次第であります。つい

ては今年度秋以降の食糧事情にきわめ
て密接な關係があると思われまこと
の昭和二十二年産の……

○野澤委員長 田中委員に御注意申
上げます。協同組合に關連した發言と
してこれを許したのでありますから、
なるべく協同組合法案に關連した趣旨
において御質問を願ひたいと思ひます。

○田中(健)委員 先に言へばやつた
のでありますけれども、たゞいま質問
いたしましたことは當然協同組合に關連
いたしておりますので、附け加えてお
きます。昭和二十二年産の米穀生産
の豫想についてお尋ねしたいと思ひ
ます。今年は東北の水害その他一部に早
魃などがあつて、部分的には減收も豫
想されますけれども、總じて好天候に
恵まれたため、相當米穀の生産量
を上げ得る、さう思ひますので、政府
は昭和二十二年産の米穀生産豫想をど
の程度見積つておられますか、お伺
いしたいと思ひます。

第二點は、農民の努力によつて相當
の收穫は上げ得られるにしても、所詮
國內の人口を賄うには足りないの
で、結局外國の輸入食糧にまたなければ
ならないと思ひますが、この際本年度の
世界の主食糧の生産豫想状況をお伺
いしたいと思ひます。

第三點は、かかる内外の主食糧の生
産の豫想の上に立つて、政府は本年度
の一般主食糧の配給について、從來の
配給基準をすくなくか。あるいは増
加するといつたやうな配給の見通しに
ついて伺ひたい。

第四點は米價の問題、麥とか馬鈴薯
の報奨金という問題は、安定本部とか
あるいは大藏省の關係で折衝の餘地が
あるやうに聞いておりますけれども、

今年度産米の米價について、政府はどの程度の米價を意圖しておられるかどうかを伺いたいと思ひます。

第五點は配給の方法であります。従来は配給する場合に米一點ばり、運配になつてくるとやがても、輸入食糧と、同じものばかり配給するのであります。これは調理上、あるいは保健上、嗜好の上からいつても非常に困るので、本年の秋からは、たとえば私の考え方からいいますならば、一箇月三十日間、二十八日は米、そのほかは雜穀とか、輸入食糧とか、こういうふうになつて總合配給とでも申しまじようか、こういうふうな計画的な配給をなさるおつもりはあるかどうか伺ひたいと思ひます。先ほど委員より協同組合法案にあまり關連ないような御注意がありましたけれども、これらのことはこれから生れる協同組合が農村の生産團體である等の關係からして、當然將來の農村の協同組合運動に非常な影響をもたらすので、特にこの際お伺ひしておいたわけでありま。

なほ一つ、特に社會黨の片山さんが總理大臣になりまして、三黨連立内閣ができたわけでありまして、その三黨連立内閣としての政府にお伺ひしてきたいと思ひます。片山内閣が成立した當時における食糧事情がどのやうな状態にあつたかということでありまして、内閣成立當初配給主食糧が何日分残つてあつたかといつたやうなことに ついてお伺ひしたいと思ひます。これはわれ／＼の最も關心をもつところであります。特に前内閣が四月の選舉中において、食糧の配給などに相當力を入れたように記憶いたしてお

ます。これらの事情から考えましてある程度前内閣から現内閣が引續く當時の食糧事情の真相をお伺ひしたいと思ひます。片山内閣がいかに前内閣の食糧行政を闢つてまいつたかということについて、特にこの點だけは、井上政務次官にお尋ねいたします。

最後に本年度産米の割當であります。が、來月の十日中央に知事會議をやるに聞いておりますが、その間九月二日の二十日、九月十二日の二十二十日の厄日が続いておられますので、この天候が稲作に影響した場合に、この減收をその割當より差引くのであるか、あるいはいかなる考慮を加えるか。以上六點については大臣の御答辭を願ひたいのであります。

○野澤委員長 田中委員の御質疑は、時局柄農民の聴かんとする點ではあります。が、本案と直接の關連もないやうであります。農民との關連において、なほ今後協同組合を組織する上におきまして、或る點において關心を拂う點、通ずる點があると思ひますので、この際大臣の答辭を願ひたいと思ひます。

○平野國務大臣 世界の食糧事情と收穫豫想、これは非常に重要な質問であります。が、實は答辭資料として相當數字的に重大でありますので、一應な御確實に調べた上におきまして、答辭することをお許し願ひたいと思ひます。

米價問題及び配給基準量増加の問題もこれまたさうぶる重大な問題であります。米價論についてはしば／＼新聞等によつて／＼放送されておりますが、今日この委員會において米價論を申し上げるということは、きわめ

て公式な發表になりますので、實はこの御質問がありますならば、米價をいかにやうな方法で決定するかという決定の仕方だけについては、責任上相當詳細に答辭したい。いくらかという答辭はできませんが、米價はこういうやうな形において決定するといふ見込を答辭申し上げたいと思ひますので、これまで即時答辭を留保させていたでいて、次回に願ひたいと思ひます。

それから配給基準量については、これまでこの際配給基準を増加するかどうかといふやうな問題についても、明確にお答するわけにまいらぬのであります。しかしこれは從來しば／＼申し上げましたように、かりに配給基準量は二合五勺という基準を動かさないといひましたとしても、勞務加配の面において、また蛋白、脂肪等の給源等の面において、國民榮養の立場においては、來米穀年度からは相當に總合食糧政策をとることによつて、國民に十分食糧問題の安心を與えるようにいたしたい。かように考えておりました。これまたしからば蛋白給源及び脂肪給源をいかなる方針をもつて臨むかといふことについては、目下研究中でありますので、これについてはなお検討を加えた上答辭をいたしたいと思ひます。

それから第五番目の御質問であります。これは特に政務次官を指しての御質問でありますので、私が申し上げる點ではないかと思ひますが、私大臣といたしましてこの點について申し上げたいと思ひます。私は本會議において食糧問題は政争の具にしないといふことを主張し、今なおその考え方を捨てておらぬのであります。従つて自由黨は野黨であるという聲明を完全に

されておるようではあるものの、しかし少し少しくそれらの状況を判斷いたしました。私どもが内閣を組織いたしました當時、さかのぼつてあるいは三月、四月、五月、こゝろに日本においてはいかなる食糧政策がとられたかといふやうな眞相等については、この際この席上大臣たる政務次官たるを問はず、發表いたしますことは、まだその時期でない、かように考へますので、この點もひとつ留保させていただきます。しかしこればかりでは足りないと思ひます。しかしこれはもとより適當な場合において、適當にかゝることを――議會は民主主義であり、言論の府であるので、申し上げる機會がないとは言わぬのであります。が、この際田中君の質問に對して、過去をさかのぼつて一々こゝろに點を詳細に論ずることとはどうか、かゝるに私は農林大臣として考へておるのであります。

九月十日に知事會議を開いて食糧全般、二十二年度の米についての供出方法あるいはその他の點について政府は適當なる處置をとるといふ問題については、現在九月十日と確定いたしておるわけではございませんが、大體九月十日を中心としていたしまして、一應二十二年度の米についても全國知事會議を招集いたしまして、早くても遅くても九月十日を前後して一兩日中に會議を開きまして、この九月十日前後には大體全國の米の收穫豫想といふものを明確に國民の前に發表し、また割當等についても明確に、九月十日ごろを中心として全國の前に食糧事情を明らかにいたしまして、現内閣の食糧政策の向うところを相當明確にいたしたい。か

ように考へておりますので御了承願ひたいと思ひます。

最後にもう一回申し上げますと、世界食糧事情と收穫豫想、米價の決定等についての問題は、これは答辭しないといふのはありません。非常に重大でありますので、たとえば午後なら午後まで少し時間を拜借いたしまして、明確なる數字をあげまして御答辭をいたしたい。かゝるに思ひますのでその點御了承を願ひたいと思ひます。

○田中(健)委員 私は世界の食糧事情と生産事情とそれから收穫の豫想についてお尋ねしたのは、昨年度の議會のときに私が質問したときに、私の質問は五千七、八百萬石、當時の補見次官はやはり五千七、八百萬石それから司令部はそれに一割加えたもの、こゝろにたゞに收穫の豫想に民間、政府あるいは司令部といふやうに／＼の食糧の食糧があつた。その食糧の食糧があつた結果、いかに割當があつて、それから供出するにあつて、農民と政府との間に摩擦が起きてきたり、あるいは供出が圓滑にいかになつたかといふことの過去の例、特に去年の例がありましたので、今年あえて政府の收穫の豫想の發表を求めるといふのは、さういふ去年の例を再び繰り返して今年に於てから昭和二十二年度の供出米にあつて去年のやうなことを繰返すことがあつてはならないので、お伺ひいたしたのでございまして、それらの點について十分御考慮の上で、せつ／＼新し／＼とこの農村運動とでも言ふか、協同組合等ができて、そんなものがだいたにならぬやうにといふ懸念からお尋ねしたのであります。この發表は、九月一日から議會が休會になるのだが休會になつてから發

表されてはなはだうまくないので、こゝ一兩日中に御覽願えれば、われわれ休會中まことに便宜ではないか、こゝろ思ひまして、なるべくならば正確にあとで、去年のような食糧の不足のものを發表したいと思ふ次第であります。

○平野國務大臣 ごもつともでございまして、私もといたしまして、明日から議會が一應休會になりますので、でき得るならば今日の午後でもこの委員會を通じて、世界の食糧事情及び大體の政府の見方、今年の收穫豫想、また米價決定の方法について、どういふ考え方をもちておるかというのを、御答辯いたしたいと思ひます。またいたすべきであるその責任を感じておりますので、その點については答辯資料を用意いたしまして、お答えする時間的餘裕を與えていたいただきたいと思ひます。殊に收穫豫想につきましては、この八月一日から二齊に、統計調査局においてもこの收穫については前年に見ざる計量的な豫想を著々やつておるのであります。これは本日田中君の御希望に副うような数字まで申し上げられるかどうかというところは多少疑問であります。が、これらの點については、われわれががよりな盡力をいたしておるという程度までもひとつ後刻發表いたしたい、かように思ひます。

○森(幸)委員 さいいい大臣がお見えになつておりますので、二、三お尋ねいたします。

この農業協同組合の事業に災害共済に關する施設をせられるということが加えられておるのがありますが、これは事務的な問題でありますか、どうい

う程度に農業協同組合をして共済施設をせられるか、小さいものであります。が、その點を承りたい。同時にかつて來われわれが叫んでおりました農業共済制度、これはたゞいま政府としてどうお考えになつておりますか。昨年來この問題は畜産、養蠶すべてを網羅して共済制度を確立したいというところを、議會においても非常に要望いたしておつたのであります。すでに本年ではすべての農産物の價格も上り、また家畜の價格も、あるいは蠶絲類の價格も非常に高騰を見ておるのであります。そういう結果この共済制度につきましてもまた根本的にかえていかなければならぬ時期になつておるのであります。この協同組合に「農業上の災害又はその他の災害の共済に關する施設」ということが第十條に書いてあります。これはどの程度にお考えになつておるか。それと併せて國家的立場から農産物の災害に對する共済制度、この施設に對して農林省はどういううにお考えになつておるかという點を、ひとつ承りたいのであります。

なお次にこの法律ができますと、協同組合というものが無数にできる可能性があるのであります。しかし農村の實體といたしましては、おそらく一町村に三つも四つも協同組合ができようことではないと思ひます。相互扶助の立場から、また農業の性質から申しまして、さういふ對立していくつも農業協同組合ができようとは考えられなないのであります。この同時に付託されております農業團體の整理に關する法律であります。この案に示されておるうちに、協同組合ができれば農業會であるとか、農業實行組合

であるとか、あるいは生絲輸出業組合というものは、八箇月以内に、解散しなければならぬ。こういうことになり。ところが現在の農業會の經濟の内容であります。さつき大藏政務次官が出て説明いたしました。これは先ほど一向要領を得ませんが、今日系統農業會が非常に困つておることは、先ほど大島委員の説明いたしました赤字であります。その赤字をどういふふうにして始末するかということが、今日農業會を通じてのがんになつておるのであります。それで政府は農林中央金庫の第二金庫でもつくつて、舊勘定と新勘定とを改めて、そうして政府はこれを相當の補償をして出直すようにするか、何らかの方法をはつきりしなければ、農業會というものは解散できない。それで一方において協同組合ができました。協同組合としてはいろいろの施設をやめていきたい。當然同一の立地條件でありますから、現在の町村農業會を解散して、それらの施設を新しくできる協同組合が繼承していくということは、常識上考へる問題であります。しかるにこの町村農業會が解散後清算に手間どらして、そうしてこれがはつきりしない。こういうことになると、一方に相當の施設がありながら、清算中であるために、それを新しく協同組合が利用することができない。こういうことができないかというところを私は心配するのであります。殊にこういう團體が清算事務にはいりますと期限がないのであります。今日系統統制株式會社のごときも、解散の命令が出て、すでに清算事務にはいつておりますけれども、いつこれが清算が結了するかわかりませ

ん。これは會社でも組合でもすべて清算が期限がありませんから、する／＼と引延ばされる場合において、非常に迷惑をこうむるのは、その施設に對する繼承すべき團體であります。この問題は農林中央金庫というものを速やかに復活させて、そうして系統農業會がただちに清算し、この新しい協同組合にすべての施設を譲るような態勢を整わしめることが、私は何をいへても必要であると思ひます。大藏省はこの中央金庫に對してほとんど認識を缺いておるようなことを政府委員が今も説明しておりますが、これは大藏省といたしましてはいろいろの問題がありまから、熱中できないかもしれませんが、農林省といたしましては、何をいへてもこの系統農業會が完全に解散し、完全に清算し得るようなこの面の解決策を、私は速やかに立てられることが必要だろ、かように考へるものであります。この點について大臣は相當の御計畫を立てになつておられるのであります。私はこの農業協同組合の設立に對して非常に懸念心配いたしたのでありますから、この點を伺いたしたいのであります。

なお委員長よりそれは協同組合法に關係がないから、そんなことを問うてはいかぬとまた叱られるかもしれませうけれども、すでに九月の中旬に供出に對する地方長官會議を招集するといふ大臣のお言葉であります。そうしますと、新聞等に傳つております生産調整令であります。その内容は、農業生産者あるいは消費者の團體はもろんであります。國民はどういうふうになつて、十分の御協議をなさることが適當ではないかと私は考へるのであります。

で傳へられておりますけれども、政府の責任として、こゝろいふうな方針でやりたいと思ふというところを、この機會にひとつ御發表、御説明くださるかと適當でないかと思ひます。であります。殊にたゞいま九月中旬に大體の豫想を立てて地方長官會議を招集して相談したいというお話になつております。これは先般この委員會にお示しになつた調査要綱、二十二年の米、甘藷に對する生産調整の要綱にあつた通り、八月一日に大體の基礎調査をやつて、八月二十日に段當りの豫想數量をきめるということでありました。こゝろいふことは事務當局としてはお考えになるかも知れませんが、すでに八月二十日は過ぎました。が、まだ出穂にも一般的になつておらない。そうして二十二年の産米の豫想を立てるというところは、これは八封の豫想を引くようなもので、神様でなければ豫想がつかないというのが私の考へ方です。あの要綱は適當でないといふことをその當時申し上げておつたのであります。九月の中ごろに招集される地方長官會議に、もしも八月二十日をもちて豫想された數字によつて、二十三年度の食糧の需給推算を立てて相談なさるというところは、これは非常な危険だと私は思ふのであります。それで決してあつてこゝろいふことを發表されることは、私は必要ないと思ひます。であります。臨風の時期にも達しておるのであります。もつと十分なる確信をもてる程度の豫想額をつかまえて、二十三年度の需給推算を立てられて、そうして地方長官等をお集めになつて、十分の御協議をなさることが適當ではないかと私は考へるのであります。

す。これは私のただ感心にそういふことを思い浮べましたので、御参考に申し上げるわけでありませう。とにかく今農業生産者といいたしましては、調整令に對して非常に関心をもちつておられるのでありますから、この機会に大臣から、こういうふうな方法で二十二年度の産米、甘藷に對しては生産を確保し、そして供出の方法を考えておるといふことを、御説明をくださることが時宜に適したことでないかと考えるわけでありませう。

以上述べた二、三の點であります。特にさういふ大臣が御出席でありますので、この際伺つておきたいと思ひます。

○平野國務大臣 協同組合と共済制度に關する問題についての御質問でありませうが、農業共済制度を厳密に申しますと、農業共済制度といふものは大體においてこの議會に確實に提出するつもりであります。いくらかの事務がまだ未了であります。大體においてその内容といひましては、收穫皆無のときにはその收穫の半額、しかもこれは新しい改訂いたしました米價を豫想いたしました、大體段當り二石といひます。約十石を金に換算したぐらゐの程度のもので、農業共済制度によつて農家がその保險による恩恵を受ける。こういう一つの制度を現在立案し、ほとんど議會に提案できるの域に達しておりますので、農業保險の面によつての共済制度といふものは、大體確信があるものであります。その財源等につきましても、從來議論になつておつた問題であります。消費者負擔により、米にその保險が必要でありますところの金額をか

けるというふうな制度を用ひまして、單なる國庫補助でなく、相當消費者もともに農業保險についてはその共済の責任を分擔するといふ農業保險の議論に相當合致いたしました。新農業共済保險制度と申します。これは確實にこの議會に提案できるのであります。従ひまして御指摘の點については、農業協同組合ができませんならば、その農業協同組合がこのような保險制度をこの組合によつて利用することによつて、私は相當に萬全が期せられる、かように考へておるのであります。なおこの保險の對象とならないその他の面における農業共済問題については、おのずからこの協同組合がその定款なり、あるいはその他の方法によつて十分にやつていけると考へますので、御指摘の共済保險制度に對する問題は、協同組合成立とともにわれ／＼といひましては十分確信と自信をもつておる。かように申し上げておきたいと思ひます。

第二點は金融問題であります。これは、この委員會において問題となりまして、一應の答辭をいたしておるのであります。再度の御質問として金融機關をどうするのだ、これではいゝのかといふ突きつめた御質問のようでありませう。私の考へ方をはつきり申し上げておきます。この農業協同組合が直ぐ金融をやることがいゝかといふ問題は、これは原則として金融面と生産面は切り離した方がよいのだ、この原則は今の農業協同組合法の成立の上において採用されておることあります。單位組合だけは金融と生産を並立するが、連合會以上は金融をやらない。こういう原則については今度の協同組合法の方針によつて御了

承を願ひたい。しかしこれのみをもつて現實問題として農村金融が完全であるかどうかと言へば、これは完全ではない。この點を私は認めるのであります。現在の中央金庫、これらを今どう改組するかといふことをここにはつきり言うことができないのであります。すけれども、たとえば第二中央金庫であるとか、あるいは農業復興金庫といふような、名前はなんの假定でありませうが、眞に現在の金融復興、金融機關に關するものを、特に農業面において新しく農業復興金庫というふうな大規模なる金融機關を設けて、この金融機關を通じて農村の復興に對して相當融資するところの方法を私は考へたい。これは成案を得ましたならば、皆さんの方へ御相談をしてやつていきたい。かように考へておりますので、この點において金融面に對する私の意のあるところを十分御了承願ひたいと思ひます。

次に農業生産調整法を政府は制定しておるやうだが、その概略を言わないか。こういう御質問であります。これはもはや閣議決定を経まして國會に提出されておることありますから、その詳細にわたつては、農業生産調整法の委員會においてお答えをし、また御質問を願ひたいと思ひます。

さてこの九月十日に開會いたします知事會議における食糧問題と終んで、農業生産調整法に對する御質問であります。おのずからここに農業生産調整法の考へ方と、われ／＼がこの米穀年度における二十二年産の米に對して考へておるところの概要を申し上げるならば、まず第一は早く割當をする、これは森君御指摘のように九月

十日ごろに全國の收穫豫想なんというものはわかるものではない。こういう御意見であるが、もとよりそれはほんとうにどれだけとれたかといふことは秋の收穫を待たなければわからぬ。もつと嚴密に言へば、秋の收穫を待つてしても嚴密な数字は握られないといふこともある。大體供出問題に關するところの全國與論としては、早く割當をすべきものだといふことはあらゆる方面の一致を見ておるところであります。私もその一つとして、この秋の米についてはなるべく早く割當する、でき得るならば九月十日ごろに大體全國の割當を決定して、もはや九月一ぱいには個々の農家が自分は十石なり、自分は五石なり、自分は一石なりといふ供出割當が来たといふ覺悟を農民諸君にもつてもらいたい。かくすることによつて年度内にほとんど二十二年の米の供出といふものを完了して、しこりして來米穀年度に對するところの一應の安心をもつていこう。昨年のように二月になつても三月になつてもまだどれだけ供出ができるかわからぬといふであつては、輸入食糧を懇請する上においても、その他の配給基準をきめる上においても、これはうまくゆかないのであります。私としてはあくまでそれが多少完全を期し得られないとしても、早く農家に割當供出を完了して、來年の食糧問題については明確なる安心を與えていきたいといふ考へ方でありませう。この點あなたと多少意見が違ふかも知れませんが、私の考へ方はさうであるといふことを申し上げておきたいと思ひます。それからなお生産調整法に盛られておるところの考へ方、及びこの秋の米

に對する供出についての考へ方は、一應最初割當てられた割當量といふものが、責任供出量となるのであります。しかししてこの責任供出量といふものについては、日本政府はあくまで農民諸君にこれを出してもらふ。これは強く要求するのであります。しかししてこの責任供出量を果したいわゆる百パーセント以上のものについては、農業生産調整法が明らかに認めておりますように、相當のボーナスを出す。報奨制を設ける。かくすることによつて百パーセント供出を完納することにも、その餘の米も政府が相當買上げるところの方法をもつていきたい。きわめて嚴密な意味におきましては、來年の麥からはこの農業生産調整法の原則に従つてこれは法制化するのでありませうが、この秋の米についてはまだ法制化してはならないが、この農業生産調整法の趣意に従つて、まず早く割當して、しかしして責任供出量を認めて、責任供出量がきまつたものについては、一定量のボーナスによつて報ゆる。こういうふうな考へ方が一應現在私どものもつておるところの考へ方である。さう御了承願ひます。

○森(幸)委員 最後の御答辭の供出制度につきましては、一應大臣の御方針を承いたしました。これに對しまして、われ／＼は非常に議論がありますが、ただ百パーセントの割當、いわゆる責任供出と今お話になりました割當率とが、はたして公正妥當であるかどうかといふことは、議論のわかれるところであるのであります。われ／＼もこれに對して相當の考へ方をもつております。今日申し上げる時期でないと思ひますが、この百パーセントの責任供出

をきめられる根拠は、八月二十日というものを標準としてお考えなさることを時期として當を得ない。かように私に考へるのであります。しかし早期酬當といふことを理想としてお考えになつていられる以上、九月なり、あるいは十月に、大體の今までのような實收報告の時期を待つておつては間に合はないからというお急ぎの事情もあるものであります。しかしそういう點からみて、この百パーセントの責任供出がはたして生産實體に對して公正であるかないかといふことをわれ／＼は疑うのであります。しかしこれは議論になりませんので、十分公正にいくように處置せられんことを希望しておく次第であります。

次に今御答辯になりました農業協同組合の金融問題については、なるほど大臣の御説明われ／＼も同感であります。しかし現在農村といつたしましては、農業會が金融方面に閉店休業しておるのです。中央農民金庫におかれましてこれをなんとかしてやらなければ、町村の農業會はつちもさつちもいけなない情勢にあるのであります。それから復興金庫とか、あるいは農村金融金庫とかいふようなものを、今これから考へて、そうしてこれらの農業會の赤字を埋めてやろうといふことでは、せつかく農業協同組合をつくりまして、この協同組合が事業が開始していけない。これは町村の實體に對して非常な心配するものであります。それから速やかに農業會が完全に解散し、農業協同組合が生産にただちつき得るようには、私は農林省としてせつかく御配慮を得たいと思ふのであります。これは希望であります。

次にお尋ねいたしたいのは、災害保険に對して消費者にもこれを負擔せしむることは、われ／＼もそういう理想をもつておるのではありませんが、農産物の高騰に伴ひまして、國庫がどれだけの保険に對する負擔をなし得る力があるか、國庫負擔はどうかというふうにお考へになつておられるか。まだ豫算にきまらないといふこともありませんけれども、農林大臣としてこの共済制度に對して國がどれだけの負擔をしていくといふお考へであるか、その點を一つ承りたいのであります。

なおこれは事務的な問題であります。が、農業協同組合をつくるに對して「定款の定めるところにより」といふことがずいぶんありますが、由來どういふ法律を出しまして團體をつくることにおいて、定款によつてということに處理されておりますが、模範定款なるものがやまやますればこういう立法の當時に論議をいたしたことを形をかえ、意味をかえて、示されるようなことがないとは言えないのであります。それでありましたらだちにとは申しませんが、事務當局として模範定款をこの委員會に御提出を希望しておきます。これで終ります。

○平野國務大臣 金融問題について町村農業會が動搖しておつて困る、こういう現實問題としての動搖は率直に私も認めるのであります。しかしながら、かような農業會を解散して農業協同組合をつくるという日本農村民主化の大變革をする途上でありますので、この程度の動搖はやむを得ない、むしろこの程度の動搖を経ることによつて、農民が自主的に農業協同組合の力によつて、おのれたちの生産の向上と經

済の安定をはかつていくという氣分になるということから申しますならば、御心配のような點はあるといたしまして、私は大して憂ふるには足らないと思ひます。それから同時に先刻申し上げましたように、中央における農業金融の大きなものもつくり出すというところは、決して單に等閑に付してしまふべきときにやるというのでなく、これについては相當の考へ方をもつて現在考慮を拂つておるのであります。この點については併せて御了解をお願いしたいと思います。

それから農業保險について國家財政の點の御質問であります。現在考へておりますのは、國費そのものによつて農業保險をやるといふ制度でなくして、大體米一石に對して約十二圓程度のいわゆる消費者負擔を行ふことによつて、食糧特別需給會計の中に約六億圓の金を得まして、その六億圓が農業共済保險の保險金支拂の基礎となつてまゐるのであります。従つてこの點については、從來の農業保險制度と相當趣を異にいたしました保險制度であります。しかもこれはわれ／＼といたしましては、運用の上において相當確信と自信をもつております。もとより保險に要しますところの事務費用、あるいはその他ある程度の國庫負擔を要求することは當然であります。主たる基本的な問題といたしましては、消費者に一石について十二圓ほど負擔してもらふところの約六億圓の金が、大體基本になるのであります。

○岩本委員 森君の質問に關連いたしました、きわめて簡単に一言お尋ねいたします。食糧の増産につきましては、特に米についてこれからの手入に

よつて相當の増収がはかれると存じますが、それについては米價の改訂の發表といふことをきわめて迅速にやることが必要であります。昨年それがために食糧緊急措置の勅令を認める場合に、八月一ばいに米價の改訂値段を發表せよとさかんに迫りまして、八月三十一日に發表を願つたわけでありました。それと同じ意味におきまして、この際急速に改訂米價の發表が増産のために必要なりと存じますが、いつ頃改訂米價を御發表になるお考へでありますか、お尋ね申し上げます。

○平野國務大臣 米價をなるべく早くきめるといふことについては同感であります。が、何分にも米價をいかにするかといふその算定方法についていろいろ複雑な意見がありますので、現在その時期をはつきり申し上げるわけにいきませんが、なるべく急いでやります。なおその方法については、本日午後委員會でもありますれば、田中健吉君の質問と併せて御答辯いたそう、かように思つております。

○野村委員 午前中の會議は以上をもつて終ります。午後一時から林業小委員會、午後三時から食糧供出小委員會を開催します委員の方はあらかじめ御承知のことと思ひますが、この際特に申し上げておきます。本委員會をたしましては重要性に鑑みて小委員會を設けたのでございまして、各委員會にはそれ／＼の委員の方は萬障お繰合せて御出席をお願いしたいと思います。特に食糧供出對策小委員會は一應緊急を要しますので、特に委員各位の御出席をお願いする次第でございまして、お名前を讀み上げますと、小委員細野三千雄君、野上健次君、成瀬喜五郎君、

小野瀬忠兵衛君、寺本齋君、八木一郎君、小川原政信君、重富卓君、森幸太郎君、坪井龍藏君、山口武秀君、北二郎君、以上でございますが、御出席をお願いいたします。
ではこれにて散會いたします。
午後零時三十八分散會

昭和二十二年十月三日印刷

昭和二十二年十月四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局